

公共下水道工事施工承認に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第16条に規定する公共下水道管理者以外の者が行う工事の承認手続き及び承認基準等について、必要な事項を定めるものとする。

(公共下水道工事施工承認申請及び変更申請)

第2条 公共下水道工事施工承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事着手予定日の14日前までに公共下水道工事施工承認申請書（第1号様式）に、次に掲げる図書のうち、市長の指示するものを添付して提出し承認（第2号様式）を受けなければならない。

ただし、公共枿の設置および交換については、縦断面図、標準断面図、工事施工計画書、迂回路図承諾書、開発行為許可書の写し、公図を省略することができるものとする。

また、承認を受けた事項を変更しようとする場合は、公共下水道工事施工承認変更申請書（第3号様式）により、変更に係る必要な図書を添付して市長に提出し承認（第4号様式）を受けなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 平面図
- (3) 公図
- (4) 縦断面図
- (5) 構造図
- (6) 標準断面図
- (7) 道路組成図
- (8) 使用材料一覧
- (9) 工事施工計画書
- (10) 道路法（昭和27年法律第180号）の規定による道路以外の他人の土地を使用するときは、工事、占用及び維持管理等に関する土地の権利者の承諾書
- (11) 都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定による開発行為許可が必要な場合は、開発行為許可書の写し
- (12) 迂回路図
- (13) その他市長が必要と認める書類

(公共下水道工事施工承認取下届)

第3条 申請者は、申請又は承認後に、申請者の事由により申請を取り下げる場合は、公共下水道工事施工承認申請取下届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(公共下水道工事施工承認基準)

第4条 市長は、公共下水道工事施工承認申請を受付けた場合には、その申請内容が下水道法、越谷市下水道条例（昭和57年越谷市条例第30号）、越谷市下水道条例施行規則（昭和58年越谷市規則第4号）、下水道法第16条申請に係る越谷市設計基準書、下水道施設計画設計指針（社団法人日本下水道協会発行）及び越谷市まちの整備に関する条例（平成14年越谷市条例第51号）の下水道施設に係る技術基準に適合している場合は、これを承認するものとする。

(公共下水道工事施工承認条件等)

第5条 市長は、公共下水道工事施工承認をする場合には、法第33条第1項の規定により、条件を附することができるものとし、必要に応じて指示事項を附することができるものとする。

(工事の完了)

第6条 公共下水道工事施工承認申請者は、当該施工承認に係る工事を完了したときは、工事完了の日から10日以内に工事完了届（第6号様式）、竣工図面、工事写真、その他市長が必要と認める書類を市長に提出するとともに、下水道事業課職員の完了検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、当該工事が第4条の内容に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果適合していると認めたときは、検査合格書（第7号様式）を申請者に交付するものとする。

(完了後の措置)

第7条 承認を受けた工事により設置された公共下水道施設については、検査合格書の交付日の翌日に越谷市に帰属するものとする。

2 前項の規定により帰属された公共下水道施設について、瑕疵が認められた場合は、帰属の日から1年間は、申請者の責任で補修等を行なうものとする。

附 則 （平成22年3月22日 部長決裁）

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

附 則 （平成２８年３月１６日 部長決裁）
この要領は、平成２８年３月１６日から施行する。

附 則 （令和２年６月１日 部長決裁）
この要領は、令和２年６月１日から施行する。